## 鳥取県告示第474号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 境港ショッピングスクエア パティオ 境港市元町1825
- 2 承継により変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 有限会社梅林商店 代表取締役 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

- 3 承継があった年月日平成23年4月1日
- 4 承継の理由

グループ組織再編による会社合併のため

- 5 承継に係る店舗面積
  - 4, 613 m<sup>2</sup>
- 6 届出年月日

平成23年7月13日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の承継届出書

- 8 縦覧に供する期間平成23年8月16日から4月間
- 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局 境港市上道町3000 境港市産業環境部商工農政課